

伊勢市公報

第446号
令和6年6月5日
水曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
訓 令	
○ 伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令	16
消防本部訓令	
○ 伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する訓令	18
議会訓令	
○ 伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令	20
告 示	
○ 放置自動車の移動及び保管について	22
○ 放置自動車の移動及び保管について	23
○ 地籍調査の実施について	24
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	25
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	27
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	28
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	29
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	30
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 指定納付受託者の指定の告示事項の変更について	32
○ 確認を行った子ども・子育て支援施設について	33
上下水道事業告示	
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	34
○ 公金の徴収に関する事務の委託について	35
公 告	
○ スマートシティ伊勢推進構想の策定について	37

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和6年5月21日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第37号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削り、同条第2項中「、同項第3号については児童手当法施行令」を削る。

第4条第3項を次のように改める。

3 条例第4条第2項の規定による通知は、福祉医療費受給資格認定（更新）通知書（様式第2号の2）による。

第4条第5項中「前各項」を「第1項、第2項及び前2項」に、「有効期限」を「有効期間」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「小学校就学の始期に達するまでの」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の規定にかかわらず、市長は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）による医療の給付を受ける者に対して受給資格の更新をしたときは、当該更新を受けた受給資格者に、福祉医療費受給資格認定（更新）通知書により通知するものとする。

第5条第2項第3号中「小学校就学の始期に達する日の前日」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日」に改める。

第10条中「医療費助成金交付決定通知書兼現物給付額通知書」を「医療費助成金交付決定通知書」に改める。

第10条の2第4項を削る。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

(種別)			
1 障害者(一般・65)	2 一人親家庭等		
3 こども	4 寡婦		

福祉医療費受給資格認定(更新)申請書

年 月 日

※ 寡婦での申請の場合は、個人番号の記入は不要です。

(宛先)伊勢市長

申請者
(保護者等)住所

福祉医療費受給資格の認定(更新)を受けたいので、次のとおり申請します。
助成対象者、配偶者及び扶養義務者は、受給資格の認定(更新)に当たり、所得状況、生活保護の受給状況等の必要事項を調査することに同意します。また、助成対象者は、助成額の決定に当たり、診療報酬明細書(レセプト)等により、医療費を調査することに同意します。

氏名
(電話番号)

助成対象者	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日	証番号
	氏名	(男・女)		個人番号		
	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日	証番号
	氏名	(男・女)		個人番号		
	フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日	証番号
氏名	(男・女)	個人番号				
フリガナ		続柄	生年月日	年 月 日	証番号	
氏名	(男・女)		個人番号			
配偶者及び扶養義務者	氏名		関係	氏名		関係
	個人番号			個人番号		
			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()
			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()			<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 扶養義務者 ()
振込先	銀行・信金		支店	フリガナ		
	農協・漁協		支所(出張所)	口座名義人		
	預金種別	普通				
	口座番号	()				

医療保険	扶養区分		加入日	年 月 日
	記号番号		保険者名称	

(申請理由) 1. 出生 2. 転入 3. 所得該当 4. 生保廃止 5. 父母の離婚・死別(/)・未婚
6. 手帳等取得(視・聴・言・肢・内・療・精) 級 7. その他()
○資格発生日 年 月 日 ○所得税課税状況 (上位・課税・非課税)

(その他特記事項)

受付	発行	入力	照合	来庁者	本人確認	個人番号確認
				<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	<input type="checkbox"/> 健康保険証	<input type="checkbox"/> 個人番号カード
				【代理権確認】	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 住民票
				<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 職権確認
				<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> ()
				<input type="checkbox"/> ()	<input type="checkbox"/> ()	



様式第2号（第4条関係）

伊勢市福祉医療費受給資格証		
受給資格証番号		
受給資格者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
加入医療保険		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
交付年月日	年 月 日	
発行機関名	伊勢市長 印	

様式第3号を次のように改める。

様式第3号（第4条関係）

現物給付		伊勢市福祉医療費受給資格証
公費負担者番号		
公費受給者番号		
受給資格者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	住所	
有効期間		年 月 日から 年 月 日まで
交付年月日		年 月 日
発行機関名		伊勢市長 印

伊勢市外へ転出した場合等、資格喪失後は使用できません。
 万が一使用した場合は、伊勢市への返金が発生しますので、
 証は速やかに返却してください。

様式第6号を次のように改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第11号を次のように改める。

福祉医療費受給資格等変更(喪失)届

年 月 日

(種別) (宛先)伊勢市長

1 障害者(一般・65障害)

2 一人親家庭等

住所

3 こども

届出人

4 その他(寡婦)

氏名

(電話 - -)

受給資格者	受給資格証番号	
	氏名	
	生年月日	
	住所	

次のとおり届出をします。

変更の内容		変更前	変更後
加入医療保険	扶養区分		
	記号・番号		
	保険者名称 (保険者番号)		
等級変更			
振込口座		銀行 信用金庫 支店 農協・漁協 支所 預金種別 普通 当座 貯蓄 口座番号 フリガナ 名義人	銀行 信用金庫 支店 農協・漁協 支所 預金種別 普通 当座 貯蓄 口座番号 フリガナ 名義人
その他			

資格喪失理由	1 他市町村に転出 (転出先) 2 死亡 3 婚姻 4 他の公費を受けるようになった。 () 5 その他()
--------	--

変更(喪失)年月日	年 月 日
-----------	-------

受付	発行	入力	照合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年9月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定、同条第5項の改正規定（「有効期限」を「有効期間」に改める部分を除く。）、同項を同条第6項とする改正規定、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の規定（伊勢市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（令和6年伊勢市条例第11号）による改正後の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年伊勢市条例第87号）第9条第4項に規定する受給資格者（以下「現物給付対象者」という。）について適用される場合に限る。）による受給資格の認定又は更新の申請、新規則第4条第2項の規定（現物給付対象者について適用される場合に限る。）による同項に規定する金銭給付用受給資格証の交付及び同条第5項の規定（現物給付対象者について適用される場合に限る。）による同項に規定する現物給付用受給資格証の交付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、新規則第3条、第4条第1項、第2項、第5項及び第6項、第5条並びに第6条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市福祉医療

費の助成に関する条例施行規則様式第 1 号及び様式第11号による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年5月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 2 号

伊勢市文書管理規程の一部を改正する訓令

伊勢市文書管理規程（平成 17 年伊勢市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 料の項の次に次のように加える。

水	上下水道部上水道課
---	-----------

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年5月28日

伊勢市消防長 堀 江 武

伊勢市消防本部訓令第3号

伊勢市消防職員任用規程の一部を改正する訓令

伊勢市消防職員任用規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号ア(ウ)を削り、同号に次のように加える。

イ 口述試験

第13条第1項第2号ア中(イ)を削り、(ウ)を(イ)とし、(エ)を削り、同号イを次のように改める。

イ 口述試験

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和6年5月23日

伊勢市議会議長 藤原 清史

伊勢市議会訓令第1号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年伊勢市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第5条第1項第3号中「保有個人情報」を「議会に対する行為による保有個人情報（議会の事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）」に改め、同条第2項第2号中「保有個人情報」を「保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 117 号

次の放置自動車を、伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により移動し、同条第 2 項の規定により保管していますので、同条第 4 項後段の規定により告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

令和 6 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

整 理 番 号	1			
放置されていた場所	伊勢市二見町茶屋 147 番地 二見総合駐車場			
移 動 し た 日 時	令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時			
保管を始めた日時	令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時			
保 管 の 場 所	伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 伊勢市二見総合支所			
移 動 保 管 の 理 由	市管理地等及びその周辺の生活環境に著しい障害が生じるおそれがあると認めるため。			
放置自動車の形態等	メーカー名	ホンダ	塗 色	白
	車 名	ライフ	自動車登録番号	三重 580 ぶ 1763
	型式・種別	LA-JB 1	車 台 番 号	JB 1 -8027026

申出先 伊勢市二見総合支所生活福祉課地域振興係

(電話) 0596-42-1111

伊勢市告示第 118 号

次の放置自動車を、伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により移動し、同条第 2 項の規定により保管していますので、同条第 4 項後段の規定により告示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

令和 6 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健一

整理番号	2			
放置されていた場所	伊勢市二見町茶屋 147 番地 二見総合駐車場			
移動した日時	令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時			
保管を始めた日時	令和 6 年 5 月 8 日 午前 9 時			
保管の場所	伊勢市二見町茶屋 420 番地 1 伊勢市二見総合支所			
移動保管の理由	市管理地等及びその周辺の生活環境に著しい障害が生じるおそれがあると認めるため。			
放置自動車の形態等	メーカー名	三菱	塗色	白
	車名	ミニカ	自動車登録番号	三重 480 と 5904
	型式・種別	GBD-H42V	車台番号	H42V-1301116

申出先 伊勢市二見総合支所生活福祉課地域振興係

(電話) 0596-42-1111

伊勢市告示第 119 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

令和 6 年 4 月 23 日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

岡本 2 ①及び岡本 2 ②

4 調査期間

令和 6 年 5 月 17 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 120 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 4 月 25 日 午前 9 時	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	8 台
〃	令和 6 年 4 月 25 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	5 台
計			13 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から 60 日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 121 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、河崎南側町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	中 西 利 生
	伊勢市河崎 3 丁目 3 番 24 号
変更後	中 西 孝 之
	伊勢市河崎 3 丁目 2 番 10 号

伊勢市告示第 122 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、小川町町内会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 宇 仁 実

伊勢市中島 2 丁目 23 番 10 号

変更後 若 宮 典 夫

伊勢市中島 2 丁目 27 番 27 号

伊勢市告示第 123 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 倉 井 勲

伊勢市川端町 105 番地

変更後 奥 藤 修 平

伊勢市川端町 80 番地 2

伊勢市告示第 124 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西豊浜町小川区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 野 呂 勤

伊勢市西豊浜町 3042 番地

変更後 佐々木 信行

伊勢市西豊浜町 6062 番地

伊勢市告示第 125 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
王中島区から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ
り告示します。

令和 6 年 5 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
世古口幸司	伊勢市御菌町王中島 555 番地 1	令和 5 年 4 月 1 日
世古口明人	伊勢市御菌町王中島 595 番地	令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市告示第 126 号

令和 6 年 3 月 27 日伊勢市告示第 37 号(指定納付受託者の指定について)
の一部を次のように変更し、令和 6 年 6 月 3 日から適用します。

令和 6 年 5 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

本文中「株式会社三越伊勢丹」を「株式会社三越伊勢丹及び株式会社一
休」に改める。

伊勢市告示第 127 号

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 30 条の 11 第 1 項の確認をしたので、同法第 58 条の 11 の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 6 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称
社会福祉法人洗心福祉会
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設の名称及び所在地
いせの杜保育園
伊勢市大世古 4 丁目 2 番 13 号
- 3 確認の年月日
令和 6 年 3 月 26 日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業
- 5 事業開始年月日
令和 6 年 4 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第 12 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、令和 6 年 5 月 17 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

令和 6 年 5 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
令和 6 年 6 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
中島 1 丁目、勢田町、桜木町、神久 4 丁目及び神久 5 丁目の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市上下水道事業告示第 13 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法附則第 7 条の規定による改正前の地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 の規定に基づき、伊勢市水道事業に係る公金事務の一部を次のとおり委託したので、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）第 5 条の規定による改正前の地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）第 26 条の 4 第 1 項の規定により告示します。

令和 6 年 5 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健一

- 1 公金事務の委託を受けた者
津市栄町 2 丁目 466 番地
楠井法律事務所
所長 楠井 嘉行
- 2 委託した公金事務に係る歳入
水道料金
- 3 委託をした日
令和 6 年 4 月 1 日

4 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

伊勢市公告第 42 号

スマートシティ伊勢推進構想を策定しましたので、次のとおり当該構想を公表します。

令和 6 年 5 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局デジタル政策課に備え置いて縦覧に供します。